

京都市特別会計条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第64号）

（行財政局財政部財政課）

本市が行う駐車場事業に係る市債の償還が終了することに伴い、当該事業の運営に係る費用及び収益の経理を一般会計に全て移行することとするため、駐車場事業特別会計を廃止することとしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第64号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における駐車場事業特別会計に係る歳入歳出の出納については、令和2年5月31日までの間は、なお従前の例による。

(行財政局財政部財政課)